

支 部 規 約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人武蔵野法人会（以下「本会」という）の定款第40条に基づき、支部の運営に関する規則を定める。

(構 成)

第2条 支部は支部地域内に所在する会員をもって構成する。

(事 業)

第3条 支部は本会の目的を達成するために、本会および支部の事業計画に基づき定款に定める諸事業を実施する。

第2章 支部役員

(役員の種類)

第4条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長（委員会副委員長兼務） | 4名以上7名以内 |
| (3) 地区長（副支部長兼務） | 4名以上7名以内 |
| (4) 委員会委員 | 10名以上25名以内 |
| (5) 会 計 | 2名以内 |
| (6) 地区委員 | 若干名 |
- 2 地区とは本規約第13条に定める地区をいい、地区長は副支部長が兼務する。
- 3 委員会委員とは本会の委員会規程に定める委員をいう。

(役員を選任)

- 第5条 支部役員は、支部全体会議において支部会員から推薦し、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 2 支部長および副支部長の常任理事、理事候補者については、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。ただし、賛助会員である支部役員は、本会の理事・監事を兼務できない。
- 3 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 支部長は、会議の議長となり、支部を代表する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 地区長は、地区業務を執行する。
- 4 委員会委員は本会の委員会に出席し意見を述べるほか、支部業務の執行を支援する。
- 5 会計は支部の会計を管理する。

(役員の仕事等)

第7条 支部役員の仕事および解任については定款第22条および第23条を準用する。

(相談役)

第8条 支部に相談役を置くことができる。相談役は支部役員会の承認を経て、支部長がこれを委嘱する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 支部の会議は支部全体会議および支部役員会とし、支部長がこれを招集する。

(支部全体会議)

第10条 支部全体会議は、毎年本会の総会前に開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 支部全体会議は、支部の全会員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 3 支部全体会議の議長は、支部長をもってこれにあてる。
- 4 支部全体会議の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 支部全体会議の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成し、会長に報告するものとする。
- 6 支部全体会議は次のことを付議する。
 - イ 支部事業計画と収支計画
 - ロ 支部事業報告と収支報告
 - ハ その他支部運営に関する重要な事項

(支部役員会)

- 第11条 支部役員会は第5条に定める支部役員全員をもって構成し、支部長が必要と認めたときにこれを開催する。
- 2 支部役員会は、支部役員過半数の出席がなければ成立しない。
 - 3 支部役員会の議長は支部長をもってこれにあてる。
 - 4 支部役員会の議事は、出席構成員過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 支部役員会には次のことを付議する。
 - イ 支部全体会議に付議する事項
 - ロ その他支部運営に関する事項
 - 6 本会の役員は、支部役員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 7 支部役員会の審議については、その経過および結果の概要を記録した議事録を作成し、会長に報告するものとする。

第4章 組織

(支部の単位)

- 第12条 支部は、支部活動が円滑に遂行するために、概ね町丁目を単位として区分し、次の支部を設置する。

	支部名	区分
1	吉祥寺北第一支部	吉祥寺本町、吉祥寺東町、吉祥寺北町1丁目～2丁目
2	吉祥寺北第二支部	吉祥寺北町3丁目～5丁目、中町
3	吉祥寺南支部	吉祥寺南町、御殿山
4	武蔵野西支部	西久保、関前、八幡町、緑町、境、境南町、桜堤
5	三鷹中央支部	下連雀1丁目10～35、2丁目～4丁目、上連雀1丁目～5丁目
6	井の頭支部	下連雀1丁目1～9、5丁目～9丁目、井の頭、牟礼
7	三鷹東支部	北野、中原、新川
8	三鷹西支部	上連雀6丁目～9丁目、井口、大沢、深大寺、野崎
9	小金井南支部	本町1丁目、本町6丁目、中町、東町、前原町、貫井南町
10	小金井北支部	本町2丁目～5丁目、桜町、緑町、梶野町、関野町、貫井北町

(地区の設置)

第13条 支部には、支部活動をきめ細かく遂行するために地区を設置することができる。

第5章 会 計

(支部の収支)

第14条 支部の収支については、本会が別に定める支部会計マニュアルに従って処理を行い、支部は当該事業年度に開かれる最初の支部全体会議にて報告しなければならない。

2 支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(改 廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議を経ておこなう。

附 則

この規約は平成11年4月1日より施行する。

この規約の一部を改定し、平成15年10月1日より施行する。

この規約の一部を改定し、平成23年4月1日から施行する。

この規約の一部を改定し、平成27年4月1日から施行する。